

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、届出があった。

令和四年五月九日

広島県西部農林水産事務所長 加藤伸哉

安芸高田市	事業主体
吉田口	地区名
区画整理事業	事業名
令和四年四月一八日	換地処分年月日